

II 質の高い保健・医療体制の充実

障害のある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう地域医療体制等の充実を図るとともに、障害の原因となる疾病の予防・治療、精神保健・医療体制の整備、保健・医療人材の育成・確保などを着実に進めます。

1 保健・医療施策の充実

障害のある人や子どもに対する適切な保健サービス、医療、リハビリテーションの提供は、障害のある人及び障害のある子どもが安心して地域生活を送る上で欠くことができないものです。また、障害の原因となる疾病等の早期の予防や治療、障害の早期発見のために、適切な保健、医療サービスを提供していく必要があります。

そのために、妊娠期から乳幼児期、小児期にわたる健康診査や相談・指導を充実するなど母子保健対策を推進するとともに、ライフステージに応じた健康管理や疾病予防を行うなど、保健対策を推進します。

また、人工呼吸器等を装着している等の医療的ケアを要する障害のある子どもをはじめ、心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉等の支援が必要な障害のある人及び障害のある子どもに対する在宅医療の体制整備等を推進し、医療、医療的リハビリテーションを充実するとともに、健康診査、相談体制の充実や、リハビリテーションをより身近な地域で受けられるような体制の整備を進めます。

さらに、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などリハビリ関係者、医療・保健従事者、専門職の確保や資質の向上を図ります。

また、心の健康の問題では、精神障害に関する正しい知識の普及や精神医療提供体制の整備を図る必要があります。このため、心の健康づくりのための各種の施策を推進するとともに、精神障害の予防や早期発見、早期治療の促進や医療連携体制の構築、適切な保健・医療の確保を図ります。また、高齢化に伴う認知症や若年性の認知症に対する施策を進めます。

(1) 障害の原因となる疾病の予防・早期発見

① 母子保健対策の推進

- ・妊産婦の健康の保持・増進を図るため、医療機関との連携を強化して健康診査、訪問、相談指導等を効果的に推進します。
- ・妊婦に対する切迫早産等妊娠中の異常の予防に関する知識の啓発普及や、保健医療関係者に対する妊娠・出産の安全性の確保、適切な母体搬送の定着を目的とした講習会を実施するなど、周産期保健医療体制を強化します。
- ・母体や胎児に影響を及ぼす妊娠高血圧症候群や糖尿病などを対象に、妊産婦の医療費の公費負担を行います。
- ・新生児死亡及び心身障害を予防するため、専門的高度医療を提供する周産期母子医療センター等の機能を充実するとともに、同センターを拠点とした周産期保健医療連携体制を充実します。
- ・総合周産期母子医療センターや各地域の病院、診療所などの関連施設の相互の連携、これらの

施設と母子保健事業を行う厚生センターや市町村との連携の推進に努めます。

- ・先天性疾病の早期発見・早期対応のため、先天性代謝異常等検査、新生児聴覚検査等のマスククリーニングを推進するとともに、関係機関の連携による支援体制の充実を図ります。
- ・市町村と連携しながら、未熟児や重症な疾患で医療機関との連携が必要な乳幼児への養育支援の充実に努めるとともに、周産期地域連携ネットワーク事業などにより、医療機関との連携体制の強化を図ります。
- ・乳幼児の訪問や健康診査及び相談等を通して、心身障害児や心身の発達に支援が必要な乳幼児とその保護者に対し、疾病や障害の早期発見や早期対応及び合併症や二次障害の予防に努めます。また、相談支援技術向上など関係者の資質向上や、関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。
- ・慢性疾患など長期療養児の相談や地域相談支援体制の充実に努めます。
- ・母子保健推進員など地域組織を一層強化して、地域ぐるみの支援体制の充実を図ります。

② 成人保健対策の推進

- ・健康増進法に基づく健康教育、健康相談等の保健事業を推進し、壮年期からの疾病予防や健康管理を行います。
- ・「富山県健康増進計画（第3次）」に基づき各種施策を推進し、「健康寿命の延伸」を基本目標とした健康づくり、望ましい生活習慣の確立と改善及び生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底等に努めます。
- ・高齢者の介護予防や認知症予防のための施策を推進します。

(2) 保健・医療体制の充実

① 障害のある人に対する医療

- ・かかりつけ医を中心とした地域の医療連携を一層推進し、障害の有無によって分け隔てなく、患者の状態に応じた適切な医療を、地域において効果的かつ効率的に提供する体制を構築します。
- ・特殊な診断や治療を必要とする高度・先進的な医療については、医療資源の集積を考慮し医療圏を越えた広域連携体制を推進し、かかりつけ医をはじめとする地域の医療機関と高度専門医療機関（県立中央病院や特定機能病院である富山大学附属病院など）との連携の強化に努めます。
- ・救急医療体制の整備や救急医療情報システムの適切な運営により、救急医療への対応を一層充実します。
- ・地域の医療機関で歯科診療を受けることが困難な障害のある人に対して、富山県歯科保健医療総合センターにおいて歯科診療を行います。
- ・医療的ケア児への在宅医療に取り組む人材の育成を支援します。
- ・（公財）富山県移植推進財団及び（公財）富山県アイバンクにおける腎臓及び眼球の提供登録や臓器提供意思表示カード（ドナーカード）の普及啓発による臓器移植などを推進します。
- ・インターネットを通じて医療機関に関する多様な情報を提供する「医療情報ネット」において、車椅子への対応、視覚障害者、聴覚障害者への配慮等の情報を提供します。
- ・在宅で必要に応じた適切な医療が24時間・365日受けられるよう、在宅医療を行う開業医への支援や訪問看護の充実など、在宅医療の体制整備に努めます。
- ・在宅療養者が安心して療養が続けられるよう、医師・看護師など医療関係者とケアマネジャー、

ホームヘルパーなど介護関係者が連携して、医療・介護サービスを提供できる体制整備の推進に努めます。

- ・障害のある人が必要な医療サービスを受けられるよう、自立支援医療制度や公費負担医療制度、重度心身障害者等に対する医療費助成制度の普及と適切な運用を図ります。

② 障害のある人に対する適切な保健サービス

- ・厚生センターで、保健・医療・福祉関係機関のネットワークづくりを支援します。
- ・厚生センターにおいて、主に精神障害者や難病患者を対象にしている保健・福祉サービス調整推進事業の活動の充実を図ります。
- ・厚生センターにおいて、難病患者のための医療相談、訪問相談、療育相談会、患者家族の交流会を実施します。(一部再掲)
- ・障害児・者歯科医療ネットワーク（障害（児）者が身近な医療機関で歯科受診を受けることができ、また、必要に応じてより専門的な歯科医療を受けることができる体制）により歯科医療の提供を推進します。
- ・障害（児）者を対象とする歯科健診や保健指導の導入を検討するとともに、施設職員等を対象に歯科保健に関する研修を行います。
- ・難病診療連携拠点病院や協力病院を中心とした入院施設の確保など難病医療体制の整備を図ります。また、在宅重症難病患者一時入院事業を実施し、難病患者の在宅療養支援に努めています。（再掲）
- ・厚生センターで精神保健福祉相談や訪問指導、家族や障害のある人本人を対象とした教室等を実施します。
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している富山県高次脳機能障害支援センターにおいて、次の取組みを行います。（再掲）
- ・相談支援や普及啓発のほか、関係職員等を対象とした研修会、調査・研究などを実施します。
- ・利用者や入院患者とその家族を対象とした家族教室、ピアサポート事業実施します。
- ・就労支援・就学支援のほか、グループ訓練などの医学的リハビリテーション、作業療法士による生活版ジョブコーチなど、高次脳機能障害児者の社会復帰や社会参加を支援します。

③ 専門職種の確保

- ・医師、看護師等の研修制度の推進により、医療従事者の資質の向上を図ります。
- ・訪問看護職員の需要増に対して、訪問看護師養成講習会や訪問看護に関する相談事業及び支援事業を実施し、看護職員の確保を図ります。
- ・障害の状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職を育成するための取組みを促進します。

(3) リハビリテーション提供体制の充実

- ・富山県地域リハビリテーション推進会議において、本県の地域リハビリテーション推進方策や支援体制の充実に関する検討を行い、地域リハビリテーションのより一層の推進を図ります。
- ・富山県リハビリテーション支援センター（富山県リハビリテーション病院・こども支援センター）、地域リハビリテーション広域支援センター（6病院）、地域リハビリテーション地域包括ケアサポートセンター、地域リハビリテーション協力機関、厚生センター・富山市保健所、富山県医師会、郡市医師会、市町村、訪問看護ステーション、地域包括支援センターなどとの連携により、地域リハビリテーション事業の推進を図ります。

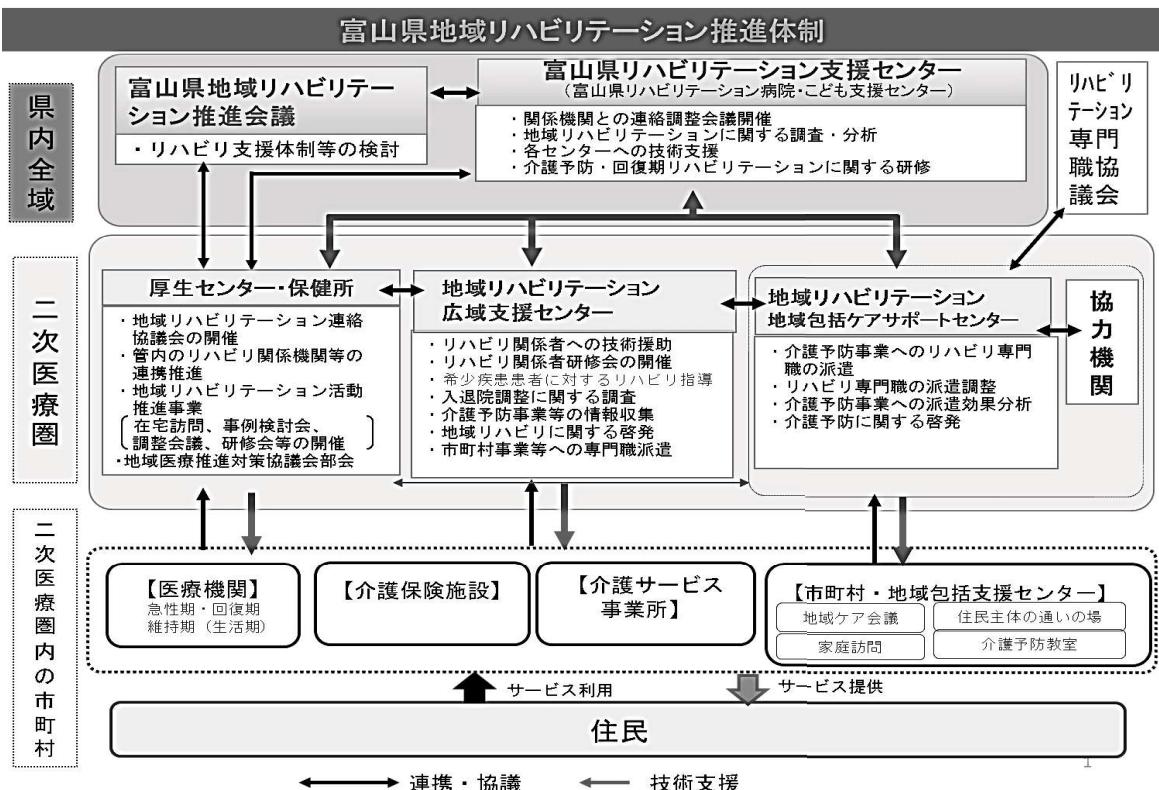
- ・地域リハビリテーションに関する調査・分析を行い、得られた情報をもとに地域リハビリテーション事業の推進に努めます。
- ・地域包括ケアサポートセンター及び協力機関と連携しながら、高齢者の介護予防・自立支援・重度化防止に係る視点も強化した地域リハビリテーション推進体制の構築に努めます。
- ・急性期から回復期、維持期（生活期）に至るまで、患者の症状に応じたリハビリテーションを行う体制の充実を図ります。
- ・一般病床、療養病床から回復期リハビリテーション病床への転換を支援します。
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、県内唯一の公立リハビリテーション専門病院として、高度専門的なリハビリテーション医療の提供や重度心身障害児への対応などに取組みます。
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターを本県のリハビリテーション医療の推進拠点として機能の充実・強化を図り、県全体のリハビリテーション医療水準の底上げと地域リハビリテーションの推進を図ります。
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、入退院支援から在宅生活までの一貫した相談を行うほか、訪問看護や訪問リハビリテーション等の在宅サービスを提供するなど、退院後の地域生活を支援します。
- ・リハビリ関係技術者及び生活習慣病予防対策に関わる医療・保健福祉従事者の各種研修を実施するなど資質の向上を図ります。



富山県リハビリテーション病院
・こども支援センター



リハビリテーション風景



(4) 精神保健・医療施策の推進

① 心の健康づくり

- ・心の健康センターを中心とした、心の健康に関する相談体制等の充実や、市町村や関係機関と連携したひきこもり対策の強化、自殺防止対策の充実、依存症の相談拠点の整備や民間団体の活動支援などによる支援体制を充実します。(再掲)
- ・心の健康センターを中心に市町村、医療機関、厚生センターと連携して、精神保健福祉に関する普及啓発・相談指導、調査研究の充実を図ります。
- ・精神障害のある人の生活実態やニーズを踏まえた、心の健康づくりに資する施策を推進します。
- ・様々なストレスについて、関係機関とも連携しながら、包括的な支援を行い、メンタルヘルス対策に努めます。
- ・市町村や相談機関、関係団体と連携した普及啓発や相談支援体制の充実、若者の自殺対策、企業等への取組への支援、市町村の自殺対策への支援や人材育成など、総合的な自殺防止対策を推進します。
- ・近年増加傾向にあり、自殺とも関連が深いとされるうつ病について、その対策の充実に努めます。
- ・自殺未遂者・自殺遺族等のケアに関する知識の普及を図ります。

② 精神医療の充実

- ・統合失調症やうつ病などによる精神障害の早期発見・早期治療を促進するとともに、自立支援医療費制度の活用により在宅患者の治療を支援します。
- ・休日や夜間の精神障害の急性発症や急性期症状に対応し、適切な医療の確保を図るため、精神科救急医療体制の維持・充実に努めます。
- ・精神科医療に関する緊急の相談に24時間対応する「精神科救急情報センター」の円滑な運用・充実を図ります。(再掲)
- ・ピア・フレンズ派遣事業、多職種チームによる訪問支援等により精神障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、支援体制を整備するよう努めます。
- ・精神医療審査会等の適切な運営を通じて、入院中の者に対する適正な医療及び処遇の確保を図ります。
- ・かかりつけ医のうつ病や依存症の対応力の向上を図るため研修会を実施するよう努めます。

③ 認知症施策の充実

- ・認知症に関する正しい知識の普及・啓発を図り、認知症の早期発見・早期対応の促進に努めます。
- ・かかりつけ医や病院の医師、歯科医師、薬剤師、看護師等医療従事者の認知症対応力の向上を図るため、認知症サポート医による研修等を実施します。
- ・認知症介護に携わる職員の資質向上のため、指導者の養成や認知症介護の実践研修等を行います。
- ・地域における認知症高齢者とその家族を支援するため、認知症サポーターの養成などによる認知症の正しい知識の普及・啓発や、行方不明者の早期発見・保護のための広域的な連携・地域ネットワークの構築など見守り体制の整備を推進します。
- ・保健、医療、福祉、雇用などの地域関係機関等によるネットワークづくりを推進し、認知症を有する者の状況に応じた支援体制の充実に努めます。

- ・厚生センター等において、認知症に関する相談指導を行うほか、訪問指導、家族支援等の充実に努めます。
- ・より身近な市町村や地域包括支援センター等に設置する認知症地域支援推進員による認知症相談の充実に努めます。
- ・認知症疾患医療センターにおいて、認知症に関する相談に応じるほか、専門医療を提供するとともに、地域の保健、医療、福祉などの関係機関との連携を推進します。
- ・認知症の早期発見、早期治療のための認知症初期集中支援チームの機能の強化に努めます。
- ・若年性認知症相談・支援センターにおいて、若年性認知症に関する相談や市町村等の関係機関向け研修、交流の場づくり、就労・社会参加支援などを行います。

(5) 保健・医療を支える人材の育成・確保

- ・医療的ケア児への在宅医療に取り組む人材の育成を支援します。(再掲)
- ・医師、看護師等の研修制度の推進により、医療従事者の資質の向上を図ります。(再掲)
- ・訪問看護職員の需要増に対して、訪問看護師養成講習会や訪問看護に関する相談事業及び支援事業を実施し、看護職員の確保を図ります。(再掲)
- ・かかりつけ医や病院の医師、歯科医師、薬剤師、看護師等医療従事者の認知症対応力の向上を図るため、認知症サポート医による研修等を実施します。(再掲)
- ・認知症介護に携わる職員の資質向上のため、指導者の養成や認知症介護の実践研修等を行います。(再掲)
- ・リハビリ関係技術者及び生活習慣病予防対策に関わる医療・保健福祉従事者の各種研修を実施するなど資質の向上を図ります。(再掲)
- ・精神障害者が地域生活に移行できるよう、保健・医療・福祉分野の従事者のほか、メンタルヘルスサポーター、ピア・フレンズなど、地域生活を支援する人材の育成や資質の向上を行い、地域における受入れ基盤の拡充を促進します。(一部再掲)
- ・厚生センターにおいて、保健医療福祉関係者、精神障害者家族等に対し、メンタルヘルスの理解を深める研修を実施します。
- ・かかりつけ医のうつ病や依存症の対応力の向上を図るため研修会を実施するよう努めます。(再掲)
- ・水準の高い看護の実践と他の看護師等への指導を行う認定看護師の育成を支援します。